

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第135回定例会・会議録

日 時 平成26年9月3日(水) 18:30～21:00  
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室  
出席委員 浅賀、新野、石坂、川口、桑原、佐藤、高桑、高橋(優)、竹内、  
武本(和)、武本(昌)、徳永、千原、内藤、中原、前田、吉野  
以上 17名  
欠席委員 加納、三宮、高橋(武)委員  
以上 3名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁  
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官  
北村原子力防災専門官  
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長  
新潟県 須貝原子力安全対策課長 今井主任 新井医務薬事課参事  
柏崎市 内山危機管理監 関矢防災・原子力課長代理 村山主任  
若月主任 樋口主査  
刈羽村 山崎総務課主任  
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長  
宮田原子力安全センター所長  
西田リスクコミュニケーター  
室星防災安全部長  
瀧澤放射線安全 GM  
杉山地域共生総括 GM  
中林地域共生総括 G  
徳増地域共生総括 G  
(本店) 伊藤立地地域部長  
佐藤リスクコミュニケーター  
ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事  
柴野職員 品田職員

## ◎事務局

それではお疲れさまでございます。始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。座らせていただきます。

まず最初であります。委員さんのみで、10月の女川原子力発電所視察の資料であります。緑色の封書に入れさせていただきました。中ではありますが、内容が冊子であります「ひろば」、次に「女川原子力発電所2号機にかかる新規制基準への適合性審査申請の概要」、「東北電力ニュース2014臨時号」であります。そのほかに当日の参加者名簿、視察要望のまとめ、視察行程のイメージ等が入っておりますがよろしくお願ひいたします。また後ほど確認をしていただきたいと思いますと思っております。

次に同じく委員様のみであります。刈羽村からの案としまして、「原子力災害避難するための行動指針と避難計画バージョン1」であります。これにつきましては委員様のみということをお願いいたします。

次に、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第135回定例会次第」であります。次に、第135回定例会地域の会事務局資料、「委員質問・意見等」であります。

次に、地域の会第135回定例会資料、原子力規制庁であります。つきましては資料1、資料別添1、別添2、内閣府原子力災害対策担当室、「平成27年度原子力規制・防災対策にかかる機構・定員要求」であります。資料2、資料2別添であります。最後であります資料3、資料4ということになっております。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所、「前回定例会以降の主な動き」であります。

次に新潟県防災局原子力安全対策課、「前回定例会以降の行政の動き」になります。これにつきましては順次資料が添付してありますのでよろしくお願ひいたします。

次に新潟県福祉保健部「9月3日地域の会委員質問への回答」であります。

次に柏崎市の資料であります、原子力規制委員会委員長宛、「原子力発電所の安全性向上に関する要望」であります。同じく柏崎市の資料、「委員意見への回答」であります。

次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第135回地域の会定例会資料であります。次にA3横長の資料であります。同じく「廃炉・汚染水対策の概要」であります。同じく、A4の縦長であります、東京電力株式会社「委員ご質問への回答」であります。

そのほか委員様のみということであり、小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」を配布しております。よろしくお願ひいたします。

以上でございますが揃っておりますでしょうか。不足等ありましたら事務局へお申し出願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

注意事項であります、携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願ひいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願ひいたします。また報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願ひいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方はマイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願ひいたします。

それでは、第135回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願ひ

いたします。

◎新野議長

ではこれから135回の定例会を開かせていただきます。

9月のまだあたまですけどずいぶん涼しい日が続いています。災害もたくさんありますので私どもも身を引き締めていろんな議論を重ねていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

傍聴の方は、流れをご存知かと思うんですが、月に1回の定例会ですので、その間今日は9月3日ですが8月から9月3日の今日現在までの動きをご報告をいただくことからまず入りますので、おつきあいいただきたいと思っております。東京電力さんからお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

皆さんこんばんは。東京電力長野から報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、新潟県の技術委員会、原子力規制委員会の審査会合が開催されていますので、その状況についてご報告いたします。資料の太字の4項目目でございます、8月27日に今年度2回目の新潟県の技術委員会が開催されております。フィルタベント設備の検討のための事故想定における各ケースの放出量評価方法についてということで、過酷事故でフィルタベント設備を使用した場合の放射性物質の放出量評価の考え方を説明しております。今後その妥当性について議論をいただくということになっております。

次にその下ですが、原子力規制委員会の審査会合が8月26日と9月2日ということで開催されております。資料にミスがありまして9月2日のほうは134回でございます。132となっておりますが、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。審査会合では、6、7号機の重大事故と対策についてということで審査がされておりました。審査会合では当社から6、7号機のフィルタベント設備について設置目的でありますとか、性能、操作方法などご説明しております。審査会合の中では意図的な航空機衝突への備えが不十分ではないか、あるいは線量が高い厳しい環境で操作が可能か等のご指摘をいただいております。今後これらのご指摘に対して当社の考え方をご説明し、審査いただくこととなります。

次に地質調査の状況について報告します。資料の最後のページになりますが、8ページ、9ページをご覧くださいと思います。この資料は追加のボーリング調査ですとか、トレンチ調査を予定しております刈羽村の関係地域の皆さんに先月下旬に回覧をさせていただいた文書になります。図面を見ていただきたいと思っております。図の黒丸が追加のボーリング調査地点、楕円形の少し大きな丸がトレンチ調査の地点ということになります。ボーリング調査でございますけれども、敷地の中、外、全体で71本実施しておりますが当該、今見ていただいている図面の一部を除いて現地の作業は完了して評価を行っているという状況でございます。

トレンチ調査でございますが、現在掘削開始に向けて工事用の道路の整備ですとか、そういう準備工事を行なっているという状況でございます。

その他資料は用意してございませんが敷地内の立坑でございますが、大湊側の3本について掘削を終えて評価を実施しております。評価状況としては従来の評価を覆すような

ものは出ていないという状況です。残る荒浜側の立坑1本については現在掘削中というところがございます。本紙上の説明は以上です。

次に委員ご質問への回答ですが、この夏の電力需要について質問をいただいております。文書にて回答させていただきましたのでご確認いただければと思います。

それから、前回定例会にいただいたご質問、福島汚染水タンクの耐震性、有機ヨウ素の関係については後ほどご説明をいたします。

それでは次に福島第一の状況について報告いたします。

#### ◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

それでは、福島第一の状況につきまして東京電力の佐藤から説明させていただきます。

A3横長の「廃炉・汚染水対策の概要」をご覧ください。

1枚目の廃炉の主な作業項目と作業ステップに1～4号機の廃炉作業の進捗状況をお示ししてあります。個別の作業はそれぞれ進捗しておりますけれどもここに書かれております、大括りの作業ステップとしては先月から変更ございません。4号機の燃料取り出しにつきましても、クレーンの法令点検などのために現在中断しております。

それでは2ページ目で中長期ロードマップの進捗状況についてご説明いたします。

1枚お捲りください。まず取組み状況というタイトルの右側ですけれども、全体といたしましては1～3号機の原子炉と格納容器の温度はここ1ヶ月間25度から45度程度で安定して推移しております、冷温停止状態を維持しております。

また、原子炉建屋から放出されております放射性物質による被ばく線量は敷地境界で年間0.03ミリシーベルトと評価しております。

次に先月のトピックスについてご説明いたします。まず左上の増設・高性能多核種除去設備の設置状況についてです。既存のALPSにつきましては現在3系統とも順調に稼働しております、増設ALPSにつきましては9月中旬から性能試験を行う予定としております。高性能ALPSにつきましては10月からの性能試験に先立ちまして8月20日から小型の設備で吸着剤などの性能確認を行っているところでございます。

右側の海水配管トレンチですけれども、トレンチといいます地下トンネルの中に現在汚染水が溜まっていますのでこれを抜き取ることを計画しています。トレンチは地下でタービン建屋とつながってしまっていて汚染水の行き来がありますので、接続部分の水を凍らせて遮断してからトレンチ側の水を抜き取ってセメントなどを流し込む計画です。

接続部分の水は完全には凍りませんでしたので、氷やドライアイスなど投入しました結果、ほぼ凍結できましたが今後さらに隙間が残っておりますので、その隙間を埋める材料を投入して水の流れを抑えて凍結を促進させる計画としております。

次にサブドレン浄化設備です。これは原子炉建屋やタービン建屋の周りの井戸から汲み上げました地下水を浄化する装置として、8月20日に浄化性能の確認試験を行いました、地下バイパスの運用目標値、これを下回ることを確認いたしました。汲み上げました地下水につきましては、浄化したあとに港湾の中に排水することを計画していますが関係者の方々のご理解をいただくことを前提としております。

その下の4号機、燃料取り出しの作業の再開です。クレーンの法令点検のために7月から取り出し作業を一時中断しておりますけれども点検が終了いたしましたので、9月4日から取り出し作業を再開する予定としております。この燃料取り出しにつきまして

は年末までに完了する計画です。

その下の原子力損害賠償・廃炉等支援機構です。従来の原子力損害賠償支援機構に廃炉関係の業務を追加した機構が8月18日に発足いたしまして、国が全面に立ってより着実に廃炉を進められる体制が構築されました。

次に廃炉・汚染水対策福島評議会ですが、8月25日に4回目の会合が開催されまして福島第一の廃炉と汚染水対策についてのわかりやすい情報提供の取組みを紹介するとともに作業員の作業環境改善に関するご意見をいただいております。

左側の固体廃棄物貯蔵庫の増設ですが、こちらはドラム缶11万本分を保管できる大きさの貯蔵庫を2017年1月の完成を目指しまして増設する計画を8月13日に申請しております。

次に労働環境改善に向けた作業員へのアンケートですけれども、8月27日からアンケートを開始しております、今後アンケート結果を労働環境の改善に生かしていく計画としております。

次の凍土壁の凍結管設置ですけれども、これまでに地中に凍結管を挿入するための穴の掘削作業が約17%完了しております、さらに8月4日からはその穴に凍結管の挿入作業というものを開始しております。

最後にトリチウム分離技術の検証試験ですけれども、8月26日に国の事業といたしまして、3件の提案が採択されまして今後トリチウム分離技術の研究と検証が行われる計画です。福島第一に関するご報告は以上になります。

次に前回定例会でご質問のございました件について口頭で回答させていただきたいと思っております。

ひとつが汚染水を貯留しているタンクの耐震性はどの程度かというお話しがございました。こちらにつきましては、この汚染水を貯留しているフランジ型のタンクあるいは溶接型のタンクといったものにつきましては、今回の東北太平洋沖地震と同程度の地震に対しましても破損しないということを確認しております。

それから、もう1件ございましたご質問ですけれども、7月2日の規制庁のヒアリングの中で当社からガス状放射性物質の除去に関して有機ヨウ素を除去する原理について説明というような記載がホームページ上にごございました。この3月の段階では当社からはまだ検討中というお話しをさせていただいておりますけれども具体的な方向性などが決まったんでしょうかと、決まったのであれば吸着剤による除去の原理などを説明してほしいというお話しがございました。これにつきましては、まずヨウ素の種類について簡単に整理したいと思います。シビアアクシデントの時にはPCVの中には、3種類のヨウ素が存在することになります。ひとつは粒子状のヨウ素、それから2つ目は無機ヨウ素、3つ目は有機ヨウ素、この3種類になります。環境条件にもよりますけれども粒子状のヨウ素と無機ヨウ素はサブレッションプールやフィルタベントでほとんどが除去されますけれども有機ヨウ素は除去されないという性質がございます。各ヨウ素の割合ですけれどもアルカリ環境下で格納容器の中の空間部分につきましては粒子状のヨウ素が約95%以上、無機ヨウ素が5%弱、有機ヨウ素が0.15%になりますのでおよそ99.85%程度がサブレッションプールやフィルタベントなどで除去されることになります。また、アメリカの原子力規制委員会ではPCV内部がアルカリ性の場合には無

機ヨウ素も有機ヨウ素も発生しないという評価もありますけれども、当社では環境への影響は充分小さいというふうに考えておりますけれども保守的にこの有機ヨウ素の発生を評価上考慮しております。

これを踏まえましてご質問に対して回答したいと思いますけれども、確かに7月2日に規制庁とフィルタベントに関する面談を行っております。ただここでは有機ヨウ素についてはご説明しておりません。その後ですけれども、8月18日の面談におきまして、フィルタベントのスクラバ水に薬液、これを溶かすことやあとは有機ヨウ素などを吸着させるフィルタとして、銀ゼオライト吸着剤、これを用いるといったような程度のことをご説明しております。ただ詳細については今後記述あるいはご説明する予定でして、まだまだ検討の段階という状況でございます。私からは以上になります。

◎新野議長

ありがとうございます。次は規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の内藤です。お手元の資料に基づいてご説明させていただきます。

まず資料1ですが、規制庁前回以降の動きですけれども。まず原子力規制委員会の定例会ですけれども、8月20日の定例会において防災指針の検討を行っていたチームがあるんですけれどもそこを再開をしますということが決まっています。別添1とかたちで付けさせていただいておりますけれども、発電所関係のものについては概ね考え方は整理できてきている、まだ一部整理できていないところもあるんですけれども、福島第一、事故を起こした発電所ですけれどもそこについてもまだ事故が起こらないわけではありませぬのでその時の防護の考え方ということと、あとは発電所、柏崎も含めてですけれどもUPZが30km圏外に起きてブルームが通過する時の防護の考え方、あとは、核燃料サイクル施設、六ヶ所の再処理工場とかそういったところについては手をつけてないのでそういったところについての指針の考え方について整理を行うことを、再開をするということを決めています。

次が8月27日の定例会ですけれども、こちらの中では各事業者さんと安全文化の考え方についての意見交換を行うということを決めています。おそらく具体的なやり方というのはまだこれから事務方のほうで考えるという話になっておりますけれども、各事業者、責任のある方に出ていただいて考え方についての意見交換を行っていくということが決まっております。

9月3日の定例会でございますが、別添2とかたちで付けさせていただいておりますが、来年度の予算要求の内容と機構・定員とかたちで人を増やしたいということについての要求の内容を取りまとめたものでございます。中身についてはあとでご覧いただければと思います。

規制委員会の検討チーム関係ですけれども、新規制基準に係る審査会合はこういうかたちで134回まで進んでいます。

柏崎関係ですけれども、先ほど東京電力さんから説明がございましたが、8月26日と9月2日に審査会合を開いている状況です。

2ページ目にいきまして、原子力規制庁のホームページの関係ですけれども、8月6日に1件、柏崎関係のものについてホームページに報告書の受領関係が載っております。

従事者の報告のところについて再報告が提出されたということについての事実がホームページに載せている、でございます。

8月11日については、柏崎の関係ですけれども防災訓練の実績報告、年に1回まとめて報告してくださいというかたちになっているんですけれども、それが提出されましたというものを載せております。

あとは柏崎の事務所関係でございますけれども9月1日、今週の月曜日から来週の金曜日までの予定で保安検査、本年度の第2回目の保安の検査を行っております。検査で見える項目ですけれども、①から③まで4つほど項目を挙げておりますけれどもこの内容に加えて、抜き打ちというかたちでもう1項目をやるというかたちで検査を進めているところでございます。

資料2が福島第一の関係でございますけれども、福島第一につきましてはいろいろと新しい設備を入れていく計画になっておりますけれども、その中で多核種除去設備、一般的にはALPSと聞いていますけれども、それを増設をするという計画が申請をされております。これにつきましては安全上災害の防止が充分だということで認可をすることについて了解をされているという状況です。

あとは特定原子力施設監視・評価検討会ですけれども8月19日に開催をされている状況になります。

資料3が福島に関係する放射線モニタリング情報ですけれども、最新のもののアドレスを載せておりますのでご確認いただければと考えております。

資料4が委員からのご質問でございますけれども、特養施設など要介護の人たちのところについての放射線防護対策工事について、いろいろ指摘をされているようだけれど今後どうするのかということについて、ご質問がでているものについて回答を出しております。質問にありましたように行政事業レベルの有識者から厳しい指摘が出ているということは事実でございます。この部分については、いったん廃止すべきという結論を1回いただいているんですけれども、主旨については計画がきちんと固まっていない中でお金を執行しているのは不適切ではないかという論点であって、対策自体については非常に重要であるという認識はいただいておりますので、中身についてきちんと協議をした上で進めていくことで事業自体は進めるというかたちになっております。27年度の予算についても内閣府で109億円の内数でございますけれども予算措置を講じるかたちで概算要求をしている状況でございます。規制庁からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。お疲れ様です。

お手元の一枚紙に基づきましてご説明いたします。

まず最初1. 原子力エネルギー政策の見直し関係でございますが、(1) 基本政策分科会というのが今までエネルギーの基本計画を策定の時に議論してきた委員会なんですけど、これが昨年12月で基本計画作って開かれていなかったんですが、8月19日に開かれまして、ここでは今後基本計画にも書かれていました、ベストミックスについての議論を進めていくということでスタートしております。

それから（２）からは３つの小委員会が設けられまして、原子力、新エネ、省エネの３つの小委員会が設けられて、その開催状況なんですけれども。（２）原子力小委員会につきましては８月７日と２１日の２回開催されております。７日の第４回目では、原子力の自主的安全性向上、技術、人材の確保を発展といった議論がされました。第５回目では競争環境下における原子力事業の在り方としての官民の役割分担ということで電力の自由化後の原子力の在り方についての議論がされております。

本小委員会のさらに下に、自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループを設置することが決まっております。

（３）は、新エネの小委員会ですけれども、こちらについては２回目ということで委員がヨーロッパに研修、視察に行きましてその調査報告等が行われております。

（４）が省エネの小委員会ですが、こちらにつきましては昨日開催されまして、省エネの技術開発等について議論がされております。

それから、２．福島第一の廃炉汚染水対策関係ですけれども（１）の廃炉汚染水対策の現地調整会議が開催されております。第１２回目になりますけれども、こちらにつきましては、現地の政府機関とか東電関係の情報交換の場ということで、これまでの廃炉汚染水対策の進捗状況について議論がされております。

（２）が廃炉汚染水対策福島評議会第４回目ということで、こちらは地元関係者、自治体の首長さんとか、商工会議所とかの漁協の方々が入った情報交換ということで行われております。

（３）先ほど東電さんのご説明にもありましたが、原子力損害賠償支援機構に廃炉が加わったということで、廃炉の支援業務も追加されて国が全面的に行うかたちに体制を整備されております。

３．その他ですけれども、（１）の電気料金審査専門小委員会でございますが、こちらは北海道電力が電気料金値上げの申請がありまして、それについての専門家による議論が２回ほどされております。

（２）の電力システム改革による広域系統運用の拡大措置「重要送電設備」を指定ということで、これは特にシステム改革に関する改革方針の中で重要送電設備を指定することによって、関係法令上の手続きとか建設の円滑化を図るということで、東京電力と中部電力の周波数の変換ということで能力増強ということで９０万kwの増強をする設備が計画されておまして、こちらが今回指定されております。

（３）が、平成２７年度、来年度の予算概算要求でございますが８月、月末までに財務省に翌年度の概算要求提出ということで、エネルギー対策の特別会計の要求額がここに書いてありますように、９，７４８億円ということで、今年度が８，７２７億ということで１千億の増額要求になっております。中身はここに書いてございませんけれども、一番大きいのは省エネとか再生可能エネルギー関係が大部分を占めております。詳しくは経済産業省ホームページ、予算のところに載っております。

それから最後ですけれども、昨日の経産大臣の記者会見で出てきた話ですけれども、地域防災・避難計画拡充支援のための経産省職員の派遣ということで、九州電力の川内原発につきましては、審査が今先行しているわけですけれども、地元自治体、



特に鹿児島県と薩摩川内市で避難計画の整備、準備をされているんですけどもその支援ということで、経産省の職員5名を内閣府の併任を発令した上で派遣するというので、国も避難計画の支援を行っていくことで現地に入って、いろんな連絡役とかを支援していくことにしております。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。次に新潟県さんお願いいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様です。新潟県の須貝です。それでは資料に添って説明をさせていただきます。

1番、安全協定に基づく状況確認ですけれども、8月11日に柏崎市、刈羽村とともに月例の状況確認を行っております。

安全管理に関する技術委員会につきましては、まず技術委員会（1）ですけれども、8月27日に今年度2回目の技術委員会を開催しました。内容につきましては、今課題別でディスカッションを進めておりますので、コアメンバーの委員から内容を報告していただき意見交換をいたしました。また、フィルタベントの確認についての拡散シミュレーションを行う事故想定における放射性物質の放出開始時間については、このときに改めて議論するということになりました。

（2）の課題別ディスカッションですけれども、この表のと通りの開催状況となっております。議論の概要につきましては、ホームページからご覧いただければと思います。

（3）の原子力災害時の避難時間推計シミュレーションの結果ですけれども、これは原子力災害時の広域避難対策の検討に活用するためにシミュレーションを実施していたもので、内容については少し説明をさせていただきたいと思いますので資料をお付けしています。報道資料の「原子力災害時の避難時間推計シミュレーション結果についてお知らせします」という報道資料があって、そこに資料がNO1、NO2と2つ付いています。時間もありますので、NO1にしたがって説明をさせていただきます。NO2はあとでご確認いただければと思います。

まずこの避難シミュレーションなんですけれども、広域避難対策の検討に活用するために実施したものです。当時ですけれども、原子力安全基盤機構（JNES）のガイドライン技術的助言に基づいて実施したもので、これは全国的には大体の道府県がこのガイドライン技術的助言に基づいて実施をしています。

シミュレーションの結果、避難時間ですとか避難車両の流動を予測しています。結果につきましては、あくまで定量的な指標であって絶対値ではないです。限定的な条件の下ではじかれた値というふうにご了解いただければと思います。

自主避難割合ですとか、時間帯等の条件を変えて実施することでむしろこういった条件設定の変化に応じてどのように避難時間が変わっていくかということを知りたいというのを、今後検討の材料にしていきたいと考えています。

推計される避難時間は5km圏外、30km圏外に離脱するまでに要する時間となっております。避難の流れと避難時間なんですけれども、ここはどのようなやり方をしたかというのはよくご確認いただければと思うんですが、ざっくりと言いまして、

今ほど申し上げましたように5 km圏を離脱する時間がどれだけであったか、30 km圏を離脱する時間がどれだけであったかというのをはじいています。

5 km圏、まず即時避難区域に避難指示が出るのは実際のもし事故が起これば、それは15条事象が起きた時に指示があってそれでスタートするわけですがけれども、これはコンピューターのソフトによってはじくものですから、まず避難指示が出たときをスタートの時間とします。そこからスタートで避難を開始します。UPZについては、OIL、環境中の放射線量が一定の値になったときに、UPZ、30 km圏の5 km圏外、30 km圏内の人たちに指示が出るわけですがけれども、ここもやはりシミュレーションですので、5 km圏内と30 km圏内の自主避難の人たちを合わせて9割の人たちが30 km圏外に出たときをUPZの避難時間の開始というふうに条件設定をしています。

あと裏面が結果になっておりまして、標準ケースの設定なんですけれども、自主避難割合、これは避難指示に関わらず避難を開始してしまう人たちの割合を40%としています。これは福島事故のときのものを参考にしているというふうにガイドラインの中にはされています。これはシミュレーション上なんですけれども、自家用車の割合を100%というふうに標準ではしています。段階的避難、PAZからUPZ。曜日、時間帯は平日昼間。一時滞在者、就学就労者がPAZの中にいますと。行事等、道路不通なしの状況で5 km圏離脱時間が5時間30分、30 km離脱時間は、90%で示しているんですけど、これが12時間で、参考値として100%を載せていますがこれが18時間です。

なぜ90%という値をここで表示しているかと言いますと、\*印の2番にあります、アメリカでそういう考え方を採っているということ参考に、JNESのガイドラインの中で示されたものです。

あとはいろんな条件設定を変えますとここの表の下にあるような時間というふうに出ています。

今後の取組みですとか対応ですがけれども、先ほど申し上げました、この時間そのものよりも、例えば自家用車割合を変えていったときの時間の変わり方ですとか、自主避難者の割合を変えたときの時間の変化ですとか、そういったものを参考に2ページ目の4番の(1)に6項目挙げていますけれども、こういったことを検討していきたいと。これを踏まえたあとの取組み、対応としては市町村、関係機関等とこのあたりのことを十分に検討して情報共有をして、より実効性のある広域避難対策に反映していきたいと考えています。

すいません、長くなって申し訳ないんですけども、避難推計シミュレーションについては以上です。

4番に、これは国に要請をした内容ですが、次のテーマでお時間をいただけてなっていますのでそこでご説明をさせていただきます。

2ページ目で、環境監視評価会議ですがけれども、8月29日に開催をしております、環境放射線監視調査につきましては、発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断したと。それから温排水等漁業の調査につきまして過去と比較して特異な傾向は認められなかったと。

6番は原発の損害賠償額の一部支払いを受けた内容となっています。

その他、4点について報道資料を添付しておりますのでご確認いただきたいと思います。

尚、シミュレーションにつきまして、シミュレーションの結果には影響しないんですけれども、先ほどご覧いただいた資料2の一番最後、16ページになっていると思いますけれども、そのあとにまたもう1枚1ページ、2ページとページが振ってあって、避難時間推計シミュレーション上の人口、車両台数という紙が1枚付いているかと思うんですが、車の台数等にちょっと誤りがあったと先日、委託業者からの連絡がありまして、多くても100台までいかないくらいの台数の数字の誤りがありまして、それを今日報道にお知らせを、私が今日でて来る直前でしたけれども資料の持込が間に合わなくて申し訳ございませんでした。次回差し替え分を持って参ります。そのようにご了解いただければと思います。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎新井医務薬事課参事

新潟県医務薬事課の新井と申します。私からは、地域の会竹内委員さんからいただきましたご質問に回答させていただきます。

新潟県福祉保健部、「地域の会委員質問への回答」という紙をご覧いただきたいと思います。安定ヨウ素剤の保管に関してのご質問をいただいたところでございます。回答でございますけれども、まず安定ヨウ素剤につきましては放射性ヨウ素、これの体内の取り込みを防ぐことを目的に服用する医療用の医薬品という位置付けでございます。そのため薬事法上の取扱に関して一定の規制が在ることから、ご意見にありますようなかたちでの地域の方、あるいは消防団の方が保管する、あるいはそこから譲渡を受けるということはできないということとなります。

また、平成25年6月、国の原子力防災指針の改正によりまして、半径5km圏内の住民の方につきましては全面緊急事態に至った場合につきましては、避難を即時に実施するとともに服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用するとされたところでございます。ヨウ素剤につきましては、服用のタイミングというものが重要と考えておりますので指示があったときにすぐに服用できることが大事というふうに考えます。そのためPAZにお住まいの方につきましてはあらかじめ事前配布を行いたいとそんなふうに考えております。

ただ一方で、ご意見にありますように各自が保管するとなりますと紛失ですとか、誤飲ですとかそういったおそれ、リスクもあるというふうな課題もあるということも認識しておるところでございます。そのへんを踏まえまして、事前配布を進めるにあたりまして、県、関係市村を加えまして、医師会、薬剤師会等の専門知識を持つ関係団体の皆様のご意見もお聞きしながら安定ヨウ素剤の事前配布に向けて、課題解決に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので皆様方のご理解、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。柏崎市さんお願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市防災・原子力課の関矢です。よろしくお願ひいたします。

前回定例会以降の動きなんですけど、8月7日に市長が規制委員会規制庁を訪問し、原子力発電所の安全性向上に関する要望を行いました。これにつきましてはお手元に要望書をお配りさせていただいております。平成25年5月10日に一度、7項目について要望を行っておりますが、改めて確認すべき事項ということで8項目。前回5月10日は7項目ですけど、多少確認すべき事項の内容が変わっております、8項目について説明を求める要望を手渡しております。内容につきましては中身を見ていただきたいと思います。

そして、先ほど新潟県さんからもありましたが、8月11日に状況確認、それと技術委員会の課題別ディスカッション、それと8月27日の技術委員会、8月29日の環境監視評価会議、これには市長が出席をしております。

8月21日から30日にかけて、原子力災害に備えた柏崎市の広域避難計画初版を即時避難区域、5km圏内の7つのコミュニティ地区に説明会を実施しております。残るUPZ、24コミュニティ地区につきましては、説明会等のご案内等、日程調整、こういうものの準備を行っているところであります。

そして、前回134回の定例会で竹内さんからいただいたご意見の回答ということで、資料をお配りしております。今ほど新潟県福祉保健部の医務薬事課の新井さんからもご説明がありまして、内容については同様となっております。いただいたご意見につきましては、地域の切実な思いということで承せていただきます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山崎総務課主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願ひいたします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、安全協定に基づく状況確認等、新潟県並びに柏崎市と同様でございます。

それと本日から10月3日まで刈羽村地域防災計画修正案と刈羽村広域避難計画案につきましてパブリックコメントを実施しております。詳しくは刈羽村ホームページをご覧くださいと思います。

尚、参考までに委員さんに限り、原子力災害避難するための行動指針と避難計画案を参考までに配布させていただいております。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。この前回からの動きでご意見、ご質問ございますか。はい、武本委員お願いします。

◎武本（和）委員

時間の関係もありますのでひとつだけ東電に聞きます。

今ほどの東電の説明の一番後ろの地図で聞きたいと思います。確か私の記憶では3月の定例会、この場に東京電力がこの場所をボーリングするというのを6地点配布しました。それを見ながら時々そのボーリングをどこやっているんだろうと思っ

と見ていると、計画にない場所をやっています。例えば長崎で。ところがそれがここにはないんですね。おかしいんじゃないかということがひとつ。6地点、ここをやりますといったことに対して変更になったものを求めたいと思います。これがひとつ。

2番目、長野さんは今ほど、今までの知見と特別変わったことがないかのような説明をしました。これは誤りです。理由を言います。9月1日から10月31日まで、この寺尾の大きな丸の下の白い丸の地点で斜めボーリングが始まりました。それから西元寺の黒丸の上になるんでしょうか、その場所でも2本の斜めボーリング、これは終わっています。これは東京電力が従前、安田層の境界だとか阿多鳥浜テフラがほぼ水平だという主張と異なる事実があったために斜めボーリングで断層を調べたものと推測されます。こういうことをなんでこういう場で説明してくれないのか、甚だおかしいということをお願いしたいと思います。ともかく時間の関係で多くはいいませんが、斜めボーリングをするというのは、今まで皆さんが主張していたことと違う事実があったからその確認のための調査をやっているはずなんです。こういうことをぜひ今後は説明してください。具体的なことは文章で説明します。過去においては調査中だから答えられないかのような答えがありましたけれども、あんた方過去と異常なし、今までと同じだという説明をするんだったらそういうことはちゃんと説明する義務があるんじゃないでしょうか。以上詳細は文章で質問しますが、おかしいことがあるもので指摘しておきたいと思います。

◎嶋田副所長（東京電力）

今の武本委員のご質問に対しまして、東京電力の嶋田からお答えさせていただきたいと思います。

まずボーリングの地点が追加なり変更なりあったんじゃないかということでございますけれども、今回の実質の追加調査につきましては今年の2月に原子力規制委員会の皆様方から現地をご覧いただきまして、調査結果については概ね妥当と、ただし調査の中で進展に応じて、必要に応じて調査を追加して信頼性をより高めるような柔軟な取組みをしてもらいたいというようなご意見をいただきました。現在当初の調査計画に基づいて調査を進めてまいりましたけれども、そのデータを見ながらここについてはもう少し地層を丁寧に確認するためにデータ拡充のために追加のボーリングをしたほうが後の審査において丁寧な説明ができるのではないかと、こういったことから必要に応じた調査の追加等をしてきております。現在のところ、当初各地点に、今回につきましては現在調査が残っております刈羽地点についてお配りしておりますけれども、他の地点についても当初お配りした地点からいくつか変わっております。追加になったところもあれば、調査がもうちょっとボーリングの本数が少なくなったところもございます。そういった増減があるということでございます。

それから、これ以外につきましては今後データを拡充した内容につきまして原子力規制委員会の審査の中でどういった理由でデータを追加し、その結果どういった知見が得られたかということを様々な観点からご審議いただきますので、その中で様々なご意見について丁寧にお答えさせていただきたいというふうに思っております。

す。以上です。

◎武本（和）委員

規制委員会の方向を向いて仕事をしているというのはいいですよ。皆さんは地元に対して、地域に対して、あるいはこの会に対して、ここをボーリングしますという資料を配っているわけ。それが変わったところを示してくださいと、そういうことができないんですか。これはこの3地点といたしまししょうか、北のほうの3地点がこういうふうになっているんだということは理解しますよ。そのほかに刈羽、下高町、長崎、この地点で皆さんが配った場所と違うところをボーリングしているんでしょう。そういうもの示してくださいということをつもりなんです。規制委員会じゃないんですよ。地元をここにやりますということをつめた場所と違うことをやっていて、それに対する説明がないということはおかしいんじゃないんですかということをつめているんです。

◎嶋田副所長（東京電力）

はい。追加地点につきましてはきちんとした資料にいたしましてお答えさせていただきますと思います。

◎新野議長

はい、じゃあ武本さん今はいいですね。はい。高桑さん。

◎高桑委員

高桑です。東京電力にお願いとそれから追加の質問をしたいと思います。

お願いは、今有機ヨウ素の除去について詳細は検討の段階なので詳細は後日ということをおっしゃいましたので、それに際してのお願いですが、口頭で質問しておりますので口頭でお答えになるということは前にもありましたが、こういうどれぐらいどういう設備なんだろうということに関するものにつきまして詳細をお答えいただくときにはできましたら図をつけていただければいいなあと、つけていただきたいなあとというお願いです。その際に当然そういうことは入ってくると思いますが、フィルタベント設備との関連はどういうふうになっているのか、その設備が中に入るのかどうなのかも含めて、それから除去性能、どれくらい除去できる性能になっているのかということ、この辺のことについては当然詳細に含まれると思いますが、よく伝わるように書いてお願いしたいと思います。

それから質問ですけれども、規制委員会の審査委員会で排気筒とそれからフィルタベントの排気部分の高さの違いということについて資料が出されたかと思いますが、その中でフィルタベントはこの間見学させていただいた時にもよく見せていただきましたが、建屋の高さから出すというふうな設備になっていました。それに関しまして、排気筒と建屋の高さから出すところのメリットとデメリットということについて、そちらの資料ではもちろんそれぞれ想像がつくわけですが、建屋のところから出す場合のメリットは放射性物質が通過する範囲が狭くなる、というのがメリットで、デメリットはその際の被ばく量が大きくなるというようなことが表の中に書いてありました。それは一応風の向きとか強さとかいろいろなことが影響するとは思いますが、いわゆるふつうの排気筒から出すときと建屋の高さから出す場合の、拡散の具合は一概には簡単な計算ではないと思いますが、だいたいどれくら

いの違いがあつて狭くなるとか、そういう表現がこの表の中にでてくるのか、どれくらいの範囲で、本当なら排気筒ならば大体これくらいの範囲に拡散するけれども、建屋の屋根の高さから排気した場合には、すなわちフィルタベントから出した場合にはその範囲にはどれくらいの小ささになるのか、狭さになるのか、そのへんのことについてこれは近くに住むものにとってはすごく大事な問題ですので、もしお示しいただければ、次回にこれくらいの範囲ですよというような、今ほど申しましたようにその時の風向とか風力とかによって様々変化があるとは思いますがだいたいこれくらいの何分の1くらいの範囲になるんですよとか、そのへんのところについて説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

はい、東京電力の佐藤でございます。一つ目にお話しのございましたご要望といいますか、有機ヨウ素、詳細後日ご説明する時に資料等お示しできればなというふうに考えておりますけれども、今現状はまだ検討中という状況ですので、どこまでどういったかたちになるかは、今の段階でお約束できませんけれども、できるだけ丁寧にご説明差し上げられればというふうに考えております。

それから2つ目のご質問の件ですけれども、こちらにつきましては現在データを持ち合わせておりませんので後日ご説明させていただきたいというふうに考えております。

◎新野議長

内藤さんお願いします。

◎内藤委員

内藤といいます。福島第一原発が2011年3月に、1号機、2号機、4号機と次々に爆発を起こして燃料棒が水面から出たために放射線が飛び出すみたいな状況になっていると思うんですけど、当時の吉田所長は対応のために作業員とかを現場に送るのを躊躇した、なんていう記事が8月31日の新潟日報とかに少し断片的に載っていたんですけど、これから質問なんですけど福島第一の場合、原子炉が4つ並んでいるんですけど、そのうち2つめか3つめがどんな理由でもいいんですけど、そういうような状況になったときに対応するようなマニュアルがあると思うんですけどそれについて簡単に説明してください。

◎新野議長

これは後日でも。質問の主旨は、意味はわかりましたか？

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

すみません。もう少し詳細に教えていただけるとありがたいんですけども。

◎内藤委員

4つ原子炉が並んでいてそのうちの1つが壊れて作業員が被ばくするような状況になった場合、その修理、その号機への修理もできないしその残った3つの管理もできないわけなんですけど、そのような状況の場合、東京電力はどういうふうにして4つを収めるかというようなマニュアルがあるかと思うんですがそれについて簡単に説明してください。

◎新野議長

福島が事故が起きる前に当然マニュアルがあったらと思うので、そういう過酷事故が起きたときにどうするという手順があったのかどうか、あれば簡単に説明がいただきたいという主旨でよろしいですか。

◎内藤委員

はい。

◎宮田原子力安全センター所長

東京電力宮田と申します。福島事故の前の段階で具体的にシビアアクシデントが起きてそれによって施設の周辺で線量が上がって、そのために作業が滞るような、そういうところまで具体的に想定をしたマニュアル等は存在していなかったと。

このことも含めて我々が大きく反省しなければならないことだというふうに考えております。

◎内藤委員

今、国は再稼働みたいな話を全国でいっているわけなんですけれど、そういうところに手をつけなければまた同じことが繰り返されるんで1箇所にも3基も4基も造るわけだからすぐつくってください。

◎新野議長

これでよろしいですか。はい。

◎室星防災安全部長（東京電力）

東京電力の室星でございます。内藤委員のご指摘の通りだと思っています。私どもも3.11以来、複数が同時に被災をして厳しい状況になるということは、当然のごとく前提としてそういった前提のもとに手順を考え、その前提で訓練を重ねてきているという状況でございます。ぜひご理解いただければと思います。

◎新野議長

はい、竹内さん。

◎竹内委員

すいません、意見というか一部質問もあるのかな。今新潟県さんの特に避難に対する資料を見ていると、特に域外への退避ということがクローズアップされているかと思うんです。特に重要だということになっているかと思うんですが、うちは6kmぐらいにあるんですが、その例えばフィルタベントを通して、希ガスが放出されるなんていう話がありましたけれども、希ガスというのは拡散されやすいものだという説明もあったかと思います。そういった中で屋内退避の有用性というか、そのへんはこういった避難資料の中で説明されていたりするのかなというのと、できれば屋内で例えば10時間、1日、2日ちょっと待つにあたりどういう対策をすればいいかとかまたその有効性、また遮蔽率の高い建物の学校だとか、そういったものを少し優しく説明してほしいなと感じたりしています。よろしくお願ひします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

説明を省略させていただいた部分なんですけれども、先ほどご覧いただきました資料NO1、という要約版がございますがその2ページ目に、今後の取組み、対応ということで(1)の④に屋内退避を含む防護対策のあり方というのを載せておりま



す。防護対策には避難のほかは今竹内委員からご指摘がありました屋内退避という考え方が当然あります。そのために現在まずは要支援者の方たちの防護対策工事なども国の補助金によって何箇所か実際にやっているところもあります。

今そういう実際の事業もありますし、今後この出されたシミュレーションもひとつの材料としながら屋内退避を含む防護対策のあり方について関係者等検討をしていきたいと考えております。

◎竹内委員

ありがとうございます。特にその要支援者以外でも我々みたいなものでも屋内退避ってふつうの家に住んでいても可能なのかなと考えていたりするんですけどもそのへんについても検討していただければと思います。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

わかりました。要支援者につきましては今現に事業を実施しているものですが、このシミュレーション結果を踏まえて検討いたしますのは、全部の住民の人たちをどういうふうに防護対策するのが一番有効なのかを考えていきたいと思っております。

◎新野議長

はい、徳永さん。

◎徳永委員

徳永です。やや関連なんですけど。私の感覚ですと今竹内委員が言ったことはこのあと詳しく出てくるのかな。例えば市の防災計画の中に出てくるのかなということで、黙っていたつもりもあります。私自身は、はからずも6kmですからUPZなんですけど、したがってイメージ的にはなるべく家の中で退避ということなんですけど、どう考えても冬の隙間風の入るような木造の建物であります。そんな心配は前からしています。今の建築ですと24時間換気をやっています。あれ、そうしたらどうぞお入りくださいというようなことになりますから、そこらへんのマニュアルといいますか説明はこのあとそれぞれの立場から出てくるものだと思ってあんまりまだあせていないというような気持ちです。以上です。

◎桑原委員

桑原です。資源エネルギー庁の方にお聞きしたいんですが、先ほど配られた書類の中で（4）という一番最後なんですけど、川内原発にかかる避難計画の拡充支援のために職員を派遣というふうに書かれておりますけれども、拡充支援というのは具体的にどんなことを支援するのかというのをお聞きしたいんですが。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい、資源エネルギー庁橋場ですけれども。細かいところはまだ決まっていないところもあるようなんですが、ひとつは先ほどちらっとお話しした国に対するいろんな要望とかありますので、そういうものに受け皿ということで現地に駐在するというのは1点と、あとは県とか市のほうで整備している避難計画で、例えば避難のときの民間バスの手配とか、そういうのが協定作りとか進んでいないとそういったところのお手伝いですとか、自治体のほうで進んでいないところのお手伝いをするということのようです。

◎新野議長

はい、石坂さん。

◎石坂委員

石坂です。今の桑原さんの質問に関連なんですけれども、それは川内原発とか地元の側から要望があったということに込んでいるということなんですか。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

いえ、必ずしもそういう、地元にも確かにもっと国が支援してほしいという要望はあったようですけれども、国自らが全面に出るという立場ですので、自発的にやるようなかたちになっております。

◎石坂委員

ありがとうございます。そうするとそういったそういう段階になったらという仮定の話ですけど新潟県さんにお聞きしますけれども、新潟県さんも同様にそういうことがきた場合にやはり受け入れるおつもりがあるかとそのへんをお聞きしたいと思います。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

今のご質問につきましては、原発の今後の再稼働等に関わるご質問だと思います。

今、県といたしましては、福島を検証をする中で具体的にどのような手続きを踏んでいくかということをお今の段階では私からは申し上げられない状況です。

◎石坂委員

確かに手続き上はその再稼働が見えてきたから今川内はそういうふうに進んでいるということでもありますけれども、こと原子力防災、避難計画に対しての支援ということであればそういうふうな段階じゃなくても国の支援を受け入れたほうがいいのかと思います。以上です。

◎新野議長

少し長引いてはいるんですが、先ほど竹内委員のご質問の関連で、もともと防災はシナリオはあっても避難はありえないというシナリオが長く存在してしまっていて、今は実効性の高いものをせざるを得ないということで皆さんが鋭意取り組んでいらっしゃるってご苦労されているんだというふうに認識しています。

やはり住民側とすると避難はないはずのところの時代から、そのへんはずいぶん住民同士のなかでは懸念はあったんですね。避難場所でもきちんと空調はできるんだろうかというのは常に疑問が皆さんおありだったかと思います。そんなところのご意見がもう少し拾えればと思うんですが、特になければそのまま進みますけれども。

やっとな現実的な計画になるのであれば、やはりそのへんはもうひとつの大きな本当の意味での課題になっていくのかなという気はしますよね。このあとそういう要望や思いも受け止めていただけるチャンスが来るんだろうと思うんですが、その時の議論でもいいんですが、大変重要な指摘をされたんじゃないかと思いますのでまたそのことも考え合わせていきたいと思っています。

これは、ここで次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。はい。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

私の説明がよくなかったと思うんですけれども。先ほど屋内退避の可能性というご指摘とそれから今の避難ということについてのご指摘について先ほどの説明に追加をさせていただきます。

県では広域避難対策ということで行動指針を出しています。その時にこういった課題もあるということも一緒に私たちが整理して一緒にお出ししているんですけれども、とはいえ原発は動いていなくともそこに存在するもの、事故の可能性もあるものです。そういった意味では常に検討して今ある条件の中でどのようにしていくか考えていくことは重要なことで、それについて国の支援が必要な場合もあると思いますし国のほうで具体に対策を講じていただく必要があると思いますし、そこは県としては要請のスタンス、今ずっと執っておりますのでその点はぜひご理解いただきたいと思います。ちょっとすみません、説明がうまくなかったので。

◎新野議長

新たな視点の姿勢の中に当然入ってらっしゃるんですね。これからの議論でまだ可能性はずいぶんあるので私たちが積極的に議論していきたいと思います。ありがとうございます。

ではこの(1)は閉じさせていただいてよろしいでしょうか。お時間なので次に移りたいんですが、トイレタイムを取らせていただいたほうが合理的ですので、委員が戻り次第再開しますので少し休憩を入れさせていただきます。よろしくお願ひします。

(休憩)

◎新野議長

千原委員がまだお戻りではないのですが、少し今日はまだご説明をいただく部分があるので。(2)ですが、今回の定例会の議題を運営委員会でいろいろ検討している中で、いろんな委員さんからのご意見の中で今ちょうど8月中に、昨年8月の件からのを引いている話しなんですけど、今年の8月あたりからのホット情報の中でいろんな課題が出てきています。今までこういう過酷事故がある前はこういうことは当然私どもも考える必要が無かったことなんですけど、事実としていくつか報告をされると住民としてまた新たな懸念があるのではないかとということとかみ合わせる議論が必要だし、新たな視点を浮き彫りにする必要があるのかないのかを含めて冷静に会話したいという提案でした。

これはまだ何が事実かということもはっきりわかっていませんで、あまり報道だけをベースに議論する問題ではないと思っています。ですので、この時点で議論する時にご注意いただきたいのは、今の情報の中で、何か決定をそれぞれがして、何が悪かったかといって先走るのではなく、どういうことがあったのかということ、今回事実確認をしながら、そうならばどういう可能性があるのか、どういうふうにするかというふうなことが私どもから安全に一步でも近づくのかという冷静な議論がしたい、それにはたぶん情報の伝達というところに非常に大きな課題があるのだから、その調べ方とかいろんな広範囲のところももう少し以前とは違う視点が必要なんではないだろうかということの目的も含んでいまして、そういう冷静な議論を重ねていきたいという目的で提案しています。委員は今の情報だけが固定さ

れずにあまり思いを深く持たずに淡々とご意見を述べていただきたいというふうに思います。

関係者のところから事実としての情報をご報告いただいてそのあと意見交換ということになりますので、これは犯人探しとか何が悪いとかという話しにはならないで、今はどういことがあればもっと安心に近づくのかというふうな要望や考えを表明していただければ充分だと思うんですが、関係各所がまだこれから協議を重ねたりいろんなことをしていく中でそれも私たちがまた聞き入れたりしながら、この先少し時間をかけて協議していく内容だと思っています。

では東京電力さんから事実のご報告をいただいて、そのあと規制庁さん、新潟県の対応ということで少しご報告いただきますので、そのあとですのでよろしく願いいたします。じゃあ東京電力さんお願いいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。昨年3号機の瓦礫撤去の際に、空気中の放射性物質が一時的に上昇したという件に関してですけれども、その後の1号機でのこれからの対策を含めビデオがございますのでまずはそちらをご覧ください、そのあと私のほうからご説明させていただきたいと思ひます。

— ビデオ上映 —

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

はい、引き続きまして私からご説明したいと思ひます。

昨年、南相馬の玄米から検出されましたものは、放射性セシウムということですので震災当時に放出されたものの影響なのか、あるいはその後の作業の影響によるものなのかはわかりませんが、放射性セシウムということですので元々は福島第一由来のものというふうに考えられますので多くの皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしていることについて申し訳ないというふうに考えております。

当時の状況、事象についてももう少し詳しく説明したいと思ひます。こちらのパワーポイントで説明したいと思ひます。

まず、事象については8月12日と19日の2日間発生しております。8月12日ですけれども事象の概要としましては、12時33分ころに免震重要棟前に連続ダストモニタというものが設置してございまして、このモニタが放射能の濃度が高いということを示す警報が発生しております。この免震重要棟というのが右下の絵にございますこの赤い四角で囲ったところになりまして3号機はこの絵でいくと右斜め上の方向になります。

時系列としましてはそこに書いてあるとおりでございまして、放射能高高の警報が発生しましてその後、構内全域でマスクの着用指示などをしております。その後、その時には水道水が原因しているんじゃないかというような想定もされましたので水道水の使用禁止などの処置をとっております。同時に、その免震重要棟の前から作業員、あるいは社員がバスで入待機管理施設というところまで移動するためのバス待ちをこの免震重要棟の前でしてございまして、ちょうどその放射能高高の警報が

発生をした頃にそこでバス待ちをしていた社員あるいは協力企業の方々の約10名、これが頭の部分などに身体汚染があったというのがこの右側の四角に書いてあるとおりでございます。

それからもうひとつ下半分の8月19日ですけれども、こちら事象の概要としましては、10時4分頃に先ほどの12日と同じような警報が発生しました。時系列はそのとおりでしてマスク着用の指示をしております。同じようにやはりバス待ちをしていた人たちの頭の部分に少し汚染があったというのがございました。

この8月12日と19日に2回起きていまして免震重要棟前の風上方向、つまり3号機の方向で作業が実施されて、ダストを舞い上がらせる可能性のある作業としましては、3号機の瓦礫撤去作業が可能性が高いということで判断しております。

もう少し、この事象と通報のタイミングをまとめたものが次のページにございますのでこちらで時系列に添って簡単に紹介したいと思います。

まず、12日ですけれども最初の出発点としました12時33分、放射能高の警報を確認しました。48分に構内全域にマスク着用指示をしております。13時01分に1番目の通報、これはダストモニタ高の警報が発生したということとマスク着用指示を判断したということを通報しております。その後13時08分にバス待ちの作業員の頭部などに汚染があったということが13時08分に確認できましたので25分に2回目の通報を行っております。これは13時08分の事象、こういうことがありましたという事象の通報になります。

その後、13時16分に手洗い水などの使用禁止を指示しましたのでそのことについて3番目の通報を行っております。以降も通報がいくつか続くんですけれども4番目の通報としては汚染状況、これは頭の汚染状況の詳細はこうだったというようなこととか、あとは免震重要棟前のダストをポータブルのもので測定しましたのでその結果、あるいは手洗い水などの水質分析結果などを通報しております。これ以降も続報は随時、新たな状況がわかり次第通報しております。

それからもうひとつ19日ですけれども、最初に10時04分に放射能高の警報発生を確認いたしましたして、12分にマスク着用指示を判断して実際に指示を出したのが15分。22分に1回目の通報を行っております。20分には作業員の頭部汚染等確認しましたので2回目の通報を行っていて、12日と同じように3番目の通報も行っております。

この通報の送付先ですけれども、下の方に小さな字で書いておりますけれども内閣府と原子力規制委員会、福島県、大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町、浪江町、いわき市、南相馬市など県内の13市町村などに通報しております。

このように今回、昨年8月12日と19日に放射能高の事象が発生したときには、法令あるいは関係自治体との協定に基づきまして通報あるいは公表を行っております。それ以外に福島県では玄米の全数検査を行っております。平成25年産では1,100万袋、これを検査しております。このうち福島市と南相馬市で28袋、これが基準値を超過したということで福島県から昨年の秋に公表されております。

その後の状況ですけれども、当社に対しましては今年の3月に農水省からご説明がありまして、3号機の瓦礫撤去の際に飛散したということはすでに当社から公表していますので、農水省さんからそれと関係しているんじゃないかというようなお話しがございました。ただ当社としては、それはどういう状況なのかということとはわからないこととございます。ちょっとわからないというのは、当社では玄米から検出されたその原因が、3号機の瓦礫撤去作業による影響なのか、あるいは震災当時に放出された放射性物質、その影響なのかというのは農水省のデータからは区別できませんでしたので、当社から改めてその原因や付着のメカニズムについてご説明するという事はしていません。

今年の8月になりまして、南相馬市で開かれました地域農業再生協議会がございまして、こちらで農水省さんから調査結果のご説明がされております。

それからちょっと遡りますけど当社からは昨年9月12日の段階で、その前の月の起きました8月の事象の原因と対策、こちらについて公表して実際に対策をとっております。

続いて前回運営委員会でご要望のあった件についても併せてご説明させていただきたいと思っております。2点ございまして、1点は3号機の瓦礫撤去作業と基準値を超えた米の因果関係について説明をというお話しでございました。こちらにつきましては先ほど申しましたように、その放射性物質が検出された原因が3号機の作業によるものなのか、あるいは震災当時に爆発の時に放出された放射性物質が再付着するなどしたようなものなのかといったところが、当社としてはメカニズムなどについても区別がわからないというような状況でございました。

それから、もう1件ですけれども、最近JAの方から1号機の瓦礫撤去作業を米の収穫時期まで収穫が終わるまで延期してほしいという要請を受けたものの当社が断ったという報道について事実関係をというお話しがございました。こちらにつきましては、8月5日にそのようなお話しがJAさんからございましたけれども、1号機のカバーの解体や瓦礫撤去の際には昨年3号機の工事の際に公表しております追加対策、飛散防止対策、これに加えましてしっかりと二重三重に飛散抑制対策を行っていくということをご理解いただきたいというご説明を差し上げております。以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。つづいて規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の内藤です。

事象のところで発生のお話し等でその時にどういうかたちで東京電力さんが通報されたのかについて今東京電力さんからご報告ありましたが、その通報の内容については我々も受けております。

ずっと何でだろうという話しはいろいろやってきてはいるんですけれども、我々として正式なかたちで面談というかたちで9月5日に東京電力さんはそのあといろいろ調査をやっているんですけれどもそれに基づいて原因としては3号機の瓦礫撤去工事によるダストの巻上げがあったというのが19日の汚染と濃度上昇の原因で

あるとの推定であるということについての話を聞いております。

それを受けまして9月11日ですけれども、今後の作業の時に当然ダストを巻き上げないように作業を、可能な限り巻き上げないようなかたちで作業を進めるというのが基本になりますので、その対策についてどういなかたちでやられるのかという話を聞いている状況にあります。この関係で、あとは県のほうでも外のほうモニタリングやっておりますけれども、県でも今年の8月20日の段階で県が双葉町にもっているモニタリングポスト、発電所から大体3kmくらい離れたところなんですけれども、そのところで、コンマ0.9マイクロくらいだったと思うんですけれどもそのくらいの線量の上昇があったということについてはプレス発表もしている状況にあります。

そういう状況を受けて風向きとの関係で可能性として3号のダストが敷地外までいった可能性は否定できないかたちにはなっていますけれども、皆さんご存知のように地域というのは地表に当初の事故のときに放出してしまったセシウムがかなり沈着してしまった状況にありますので、それが舞ったのか、もしくは3号から飛んできたものが外まで広がっていつているのかということについて明確に今判断ができない状況にあるというのが意見上の状況にあります。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。新潟県さんお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

今回の福島の問題につきまして、新潟県としての対応について説明をさせていただきます。新潟県の資料の7ページ、新潟県報道資料を添付しております。放射性物質の飛散流失防止及び速やかな公表と説明の徹底を要請しております。

8月8日に原子力規制委員会に当県の県危機管理監が規制庁の放射線防護対策部長へ文書を手交して要請をいたしました。また、東京電力に対しても別紙の2の通りの要請をしております。内容につきましては、放射性物質の飛散流出の防止徹底ということで、まずは規制委員長にあてて東京電力に対して放射性物質の飛散流出を防止するために十分な措置を徹底させること、速やかな公表と説明の徹底ということで放射性物質のそういった可能性がある場合には関連する情報を速やかに公表して説明することと、これまた各省庁、関連省庁がありますのでそういったところに対してこういった情報を入手したときには速やかに公表等するようにこれは法律に基づいた勧告をすること、ということをや要請をしております。

東京電力につきましても別紙にあるように要請を行っております。例えば新潟県におきましては、柏崎刈羽の原発で事故があったときには安全協定に基づく通報連絡を受けて必要な対応を直ちにすることになっております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。3ヶ所から事実の報告をいただきました。これ何かたぶんどこが問題なんだろうと思う方も含めて混載されているんじゃないかと思うんですが、単語として通報という言葉と公表という言葉が出てきましたけどそんなことも含めて、また委員さん何かご意見やお考えが、はい、武本委員。

◎武本（和）委員

今ほど聞いたことでイメージはできたんですが、こういうことがよくあることなのか、今ダストモニタが高高の警報発生というのを書いてありますよね。3. 1 1直後はこういうことはしょっちゅうあったんだろうということは推測します。しかし、その去年というふうに限定した場合といいましようか、2013年によくある現象だとすれば、またか、という話しになると思いますし、稀な現象だったらやはり大変なことが起きているというふうには思わなければならないことだと思うので、どの程度の頻度でこういうことが起きるんですかというのを共通にしたうえで議論したほうが良いと思って聞きます。まずそのこと。モニタが高高の警報を発するのはどの程度の頻度であるんですか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。モニタがこのような高高の警報を発生したのは去年であればこの2回だけでございまして、それ以降も起きておりません。

◎武本（和）委員

2回だっていうこと、だから3. 1 1の直後はよくあったんでしょう、こういうことは。言いたいことは、1年に2回しか起きないようなことだったらそれはちゃんと対応すべきだったんじゃないか、ちゃんと対応したということが書いてあるのかも知れませんが、受ける側はそういうふうには受け取っていなかったためにいろいろな問題が起きているような気がして、そのへんを共通認識にしたうえで議論したほうが良いと思ってこんな発言をしています。

◎新野議長

はい、内藤さん。

◎内藤委員

毎月1回発行される新聞を読んでいるんですけども、今の話が書いてあるんですけども、東大の大気海洋研究所の中島教授が、5日ごとにセシウムとかを採って調べているんですけども、宮城県の丸森町役場に大気中のそういうのを集める装置を設けて4日から5日に1回ずつ回収して調べているんですけども、そのデータでそういう値が、高い値が出たのが瓦礫を撤去した日もその中に表の中にあるので、その今言われたのと全然別で宮城県の丸森町までいっているんじゃないかというふうに、これは別の記事なんですけど、なっているんですがその日はどうでしょうか。東京電力の人。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

はい、東京電力でございます。特に当社としてはそういうことが起きた、あるいはそこまで宮城県ですか、までという話しは確認しておりません。

◎高橋（優）委員

高橋といいます。まず最初にですね、「帰れないこんなふるさとに誰がした」と原発の放射能から逃れて全国に避難しておられる方々の墓参りもできない、この悲痛な思いを国や東電は理解しているのかとまず問うてきたいと思います。

今日の定例会は、「食べられないこんなお米に誰がした」ということで始まっていますが、134回の8月6日、約1ヶ月前の定例会が終わってから家に帰ったら、ニュースウェブがやっています、東電の記者会見が映っていました。他に



もニュースがあったんですが、東電の福島第一ではこの3号機について、実はこれまでの推定より早く核燃料が溶け出していて、尚且つ一部分ではなくて大部分が格納容器内に落ちていたということがわかった。これは解析結果の結果だというんですが、そうしますと約1ヶ月前のニュースと今日のこの図面ですから多少の誤差があるんでしょうけれども、かなりのものが原子炉内に残っているんですよ。この乖離をあとで説明していただけますか。どちらが正しいのか、8月6日の時には動画も含めて燃料が溶け落ちる様子まで全部映っていました。その証拠は私のハードディスクにまだ残っていますけれどもこの時多くの疑問を感じました。多くの人からもツイートが寄せられていました。本当に今わかったんですか。よりによって原爆の日になんですか。福島県に住んでいる人はもっとこの情報を知りたかったんじゃないですか。そう思いました。作業する人は人間なんですよ、その人を守るためにもその情報というのは早く知りたかったんじゃないか、解析まで遅すぎるのは気のせいではないんじゃないかと私も思いましたけども、なぜ今までそういう解析が出せなかったのか。

この図面の通りが正しいとしてもこの一部というのも量がわかっていないわけでしょう。国民が不安になる情報でも事実は迅速に出す、公開すべきであり、事実を隠されたりするのはもっと不安だというふうに私は考えます。この時思ったのは新しい解析結果が出たのであればそれを踏まえた規制基準というのを作り直す必要があるんじゃないでしょうか、規制庁。汚染水でさえこずっているのにメルトダウンした核物質を処理なんて本当にできるんだろうかという素朴な疑問が浮かぶのは当然だと思います。私は一杯飲んでいましたからいろいろな思いがしましたけれども。ここに廃炉の工程が15年の4月から3号機始まると書いてありましたけれども廃炉の工程に影響がでるんじゃないですか。ぜひお答えいただきたいと思います。

◎新野議長

今日の課題とちょっとあれですか。はい。

◎高橋（優）委員

いえ、防災情報ということですから合致しているんじゃないでしょうか。だからこのパラメータの数値も変わってくるんじゃないですか。

◎前田委員

前田です。私は先ほどの話に戻したいんですけども、要はこういう情報が出たときに東京電力は知り得ることをいったんだと思うんですね。結果的に数ヶ月経って米が汚染されていたという事実はこれは事実なわけですから。それが発災時の汚染なのか、それから後の解体作業のときの汚染なのかわからない、これも事実なんだろうと思うんですよ。

だけれども我々が気にしなければならないのは、結果として風評被害を生むような情報がボンボン出てくるということがひとつ。もうひとつはさっき武本さんもちょうとふれられましたけれども、可能性として今後もこういうことがあるんじゃないかとやっぱり危惧を持つわけですね。そうすると地域の人たちにとってみれば、どんどん解決が遠のくということにしかない話なんでそのへんを我々は反面教師として、柏崎にも起こりうることで、ある意味この情報がどうして簡単な情

報だというふうに捉えられたのがひとつ。

それからもうひとつ、あとになって結果としてですよ、汚染米が現実にあるというこの事実ですよ。もしこれが発災当時の汚染によって引き起こされたということになれば、それ以前の検査は何だったんだという話しになるわけですよ。結論からいうと。非常に、だから結果が出ているようにみえるんですけどもこれはおかしい話なんです。なのでこれは情報を責任をもって出すほうも少し想像力を考えて結果まで考えてこういうことが起こりうるのではないかとということを逆の見方をすると想像力を働かせてやらなきゃいけないという話しになるわけですよ。そのところをですね、せっかくの時間なんで私は皆さんに官庁の人も東電の人も役場の人も考えてもらいたいし、農水省の人も考えてもらいたいし、余計なことを申し上げましたが。はい。

◎新野議長

運営委員会では今のような考え方がこう起こり得るんじゃないか、そのよりよい防災ですよ、そのことでこれを取り上げたということがあるので、その通報はかなり30分以内にされていますよね。それが生きなかったということがきっと大きな問題なんだろうと思うのでまた引き続き委員さんからご意見をいただきたいと思っています。

◎佐藤委員

佐藤です。今前田さんがおっしゃったように、確かに情報は東電から出ているんだと思うんですけども、どういうふうな内容で出したかが一番問題なんです。さっき前田さんもおっしゃったように想像力を働かせて結果までやっぱり予想するようなかたちで情報が出されたかということそうではなかった。それが言ってみれば、県、市町村の素人の、素人と言っては失礼なんですけども役場の人たちがさらに想像力を働かせて、ちょっとやばいかなんていうことにはならないわけです。

ですから、やっぱりもしそういう場合には環境が汚染する可能性があるとか、そういう情報の出し方をしてもらわないとやっぱりまずいんじゃないかということと、もうひとつは、敷地に戸が立ててあるわけじゃないんですよ。ですから、自然環境の中で風に乗って飛んでいく恐れは充分あるわけですし、それこそまさに想像力を働かせてやっていただかなきゃならないのが事業者と思うんです。

そういうことは今後もこの現地柏崎でもですね、もしかしたら大規模な事故にならなくても、そういうことというのはひょっとしたところで起きるかも知れないというときにですね、こういう恐れがあるよというふうに、県とか市とか村とかに連絡をしていただくことが大事なことなんじゃないかなと思いますし、そういうことが情報連絡として配慮していただく大事な観点なんではないかなというふうに感じました。

◎横村所長（東京電力）

はい、福島ではいろいろと至らぬところがありました、本当に私からもお詫び申し上げますというふうに思います。あのまさにこの誰も経験したことのない未曾有の中でいろんな問題が起きております。こういった教訓を事故そのものを防ぐということもありますけれども、そのあとの対応も含めてこの教訓、柏崎の運営にしつ

かりと反映してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

◎武本（昌）委員

武本でございます。今東電さんから今回の警報が発生したときの対応についてお聞きしましたけども、ちゃんと通報しているわけでありまして、冒頭、新野会長がおっしゃったように、「通報」と「公表」の言葉の意味合いがちょっとわからないんですけれども、飛散をしたので対策として飛散をしないような対策というのは当然重要なんでそれはわかるんですけれども、新潟県の、規制庁と東京電力に申し入れをした文書を見ますと2つ記書きで書いてありまして、ひとつが放射性物質の飛散流出防止の徹底。これは当然のことだと思うんですけども、2点目の速やかな公表と説明の徹底というのがあるんですけれども、今ほど東電さんの説明を聞いているとタイミングを見てちゃんと「通報」しているんですけども、いわゆるこれが「公表」じゃなかったという認識で今回こういう問題になっているのか、話しを聞いている限りだとその1番目の飛散流出についてはしっかり対策してもらわなければダメなんですけれども、その2つめの速やかな公表というところが、「公表」してなかったのか、どうなのかというのがはっきりとよくわからないんですけども、この点我々はどういうふうに認識したらいいのか、質問なのか意見なのか、非常に疑問に思うところです。以上です。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤です。公表につきましては、通報した内容につきましては毎日定例的に会見を行っておりまして、当時はおそらく毎日だったと思いましたが、会見を行っておりまして「公表」しております。何か大きなこともございましたらその定例の会見以外にも適宜お知らせすると、「公表」するというようなこともしておりますし、ホームページにもこの内容について掲載させていただいております。

◎武本（昌）委員

そうすると新潟県さんが規制委員会と東電さんに出した文書には地元に対して速やかに説明していないとお聞きしましたという文言が入っているんですけどもこれはそういう認識じゃないということによろしいわけですね。

◎武本（和）委員

2つのことを聞きたいと思います。もし間違っていたら訂正してください。セシウム134、半減期2年程度。セシウム137、30年程度。というふうに理解しています。これは、原発が爆発する時で核分裂が終わっているからその比率といいましょうか、これほぼ134が半分くらいですね、両方とも。しかし微妙に違っているんですね。こういうのはこの機械の誤差なのかというのがひとつ。規制庁の内藤さんだったと思うけれどもこういう話をしました。周辺に福島県のモニタリングステーションがある、それが異常検知をしたけれども微々たる値だったという主旨の、数字はともかくね。こういうことが起きて今日の説明で私が理解したのは、ダストモニタは高高の警報を発した、しかし周辺の敷地境界の東京電力のモニタリングポストというんですか、ステーションというんですか、や、県のやつはほとんど異常を感知しなかったというふうに、ちょっと誤差、有意な差はあったんだろうけど、そんなに驚くような値ではなかったということになると今のモニタリングス

テーションの配置で今後こういうことを拾えるのかという心配が出てくるわけですね。

要するに何かあったときにちゃんと事態を正確に把握して対処するときのセンサーが充分なのかというそういう心配を感じています。これは誰に聞けばいいのかよくわかりませんが、ダストモニタが異常を発したら通報すれば東京電力はもう役割を終わっているわけですね。それからキャッチする側は敷地境界は電力会社、その外は県がモニタリングポストを持っているといいましょうか、配置している。これに引っかけからなかったということはどういうふうに考えたらいいかということをおは心配になるのでそのへん説明してもらえないでしょうか。

134と137の比率というのは基本的に同じでなければならないでしょうというのがひとつ。それが違うということは機器の精度みたいなものはその程度のものでしょうかというのが1番目の質問。2番目の質問は今のような監視体制というんでしょうか、放射能が出たときに誰が抑えて事態を把握できるのか、そういうことを把握できる体制にあるんですかというのを電力会社とすみわけしている敷地外、県ということで密度が足りないとかですね、感度が悪いとかですね、そういうことはないんでしょうかとそういうことを聞きたいと思います。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の内藤です。まず1個目のところですがけれどもこの測定、先ほど武本さんが言われた測定、農水省の測定結果ですね、おそらく。免震重要棟のところですか。

◎武本（和）委員

免震重要棟の前のダストサンプリングというものの数値を見たけどほぼ半分だとみただけ微妙に違うもんでこんなもんなんですかというのが質問です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

できた時期は一緒ですので割合というのは、134と137の割合というのは基本的に一緒です。ただ測定誤差もありますのでそこ東電さんにどういう測定されたのかというところでどのくらいの測定誤差があるのかというところをあとで説明していただければということだと思いますけれども。基本的に量の少ないところを量のを短い時間でやっていますのでけっこうな測定誤差が基本的には出るというのが現実になります。

あとは出たとき、あとの対策どうしますかということはあるんですけども、武本さんが言われたように今回の事象は免震重要棟の前のところはマスクをしないかたちになっているということと、当時はあそこも全面マスクの状況だったんですけども東京電力さんに環境を良く改善してくださいと作業員の環境もありますのでということで依頼をした結果として、除染をいろいろやっていただいております。その結果としてマスクをしなくていいかたちにまできれいになってきたところと線量も下がったというところで、重要免震棟と当時ですとJビレッジの間を作業員が往復するかたちになるんですけども、バスの乗降に関してはマスクとタイベックとか白い服を着ないでふつうの服装でも問題ないでしょうということまでなっていた状況の中で、ふつうのマスクをしている状況、皆さん行かれた時ふつうの

マスクをしましたが、あのマスクでやっている状況ですので汚染が濃度があがったら、何らかの原因で上がった時については飛び込みも考えなければいけないということで、対策としてあそこに連続監視できるダストモニタを置いてそこにいる人たちの内部被ばくの、被ばくの考慮をしましょうというかたちでおいたものになっています。

当時の状況ですとそこで高高というかたちのものが出ているんですけども、それを受けてその前の12日の時については、ミストというかたちで水を撒いていたので水が汚染されているんじゃないのかと疑っていたんですけども19日の場合にはミストは撒いていませんので何らかの舞い上がりがあったんだろうというかたちで東京電力さんのほうでそのあと風上側の1、2号機の開閉所のあたりとかダストを測って濃度が出ているということと、じゃあ風下側はどうなのかということとモニタリングポストの2番、線量がちょっと上がったというところありますけれども、そこでも測って濃度としてはそれほど高くないんですけども有意な変動があるということは測っていますので、そこについてはきちんと通報は我々も受けていますし、先ほど出ていた件とかそのへんについても通報がなされています。この時点で何らかのかたちで敷地の外に、ある程度のダストが舞っているのだろうということについてはみんなの共通認識になっているという状況にあります。

そのあとの、県のモニタリングポストで上がったというところありますけれども、確か0.09マイクロだったと思うんですけども、これは自然変動の範囲内なんです。雨が降ればもうちょっと線量が上がりますし、ただ当時雨は降っていないのでどうしてなのかねという話しであって、そうするとちょうど3号とモニタリングポストの風下側にありますのでそうすると可能性としてはダストが舞ったものがきた可能性があるよねということは考えてはいるんです。県も考えてはいるんですけども、ただそこまでに拡散するだけのものが飛んでいるのかどうかというところについては何ともいえないと。

というのは、当然その途中についてもセシウムが沈着したのがありますので、風が吹けばそれが舞い上がるということもありますし、それよりも前の時点でも原因はわからないけれども変動しているというのはありますので、その変動したということをもって3号から飛散したものが飛んできたという判断はできないというのが現実になります。そういう状況の中でただ当然ダストが舞ったのは事実ですのでその部分の対策はしっかりやらないと今後も起り得るということで東京電力さんのほうで舞い上がり防止対策をしっかりやるということと、当然3号機のところでは舞う可能性があるということがわかりましたので、その3号機の周りでどういうかたちでダストが舞ったのかということを確認するためにダストサンプリングをいろんな箇所で行うという対策をとって、舞ったらすぐ検証できるようなかたちの対策をとるということをやってきたということが今までの対策になります。当然、今後1号機の解体もやるという話しもありますので今まで3号の時にやった対策にプラスαをして万全を期すというかたちでの計画を立てて、それを進めていこうというのが現状というところがございます。

◎西田リスクコミュニケーター（東京電力）

発電所の西田です。ちょっと声が悪くて申し訳ありません。今ほど規制庁さんからもお話があったように、一番最初の1点目、セシウム137、134、これは両方とも放出元が福島第一の3号機というふうに見積もっていますので放出源も全く同じですから、計測した結果というのは誤差と考えていただいて結構です。同じものが違う濃度で飛んできたというふうにご覧ください。

もうひとつの監視体制ですけれども、監視体制は福島に関しては先ほどビデオでもありましたけれども、ダストモニタの追加をしています。そういったダストもしっかりつかまえられるようなかたちで発電所の敷地の中を監視しようというかたちで反省をして、追加していただくということで考えていただいていると思います。

あと、柏崎はこちらはどうかということがもしご質問の中に含まれているのであれば、ちょっと簡単にご紹介したいと思います。柏崎刈羽発電所であればですね、放射性物質が放出される元というのは当然放射線管理区域の中になります。これは発電所の建物の中です。建物の中ではいろんな放射線の測定をしています。ダストも測定しています。放射線量率も測定しています。これは中央制御室に異常があればすぐアラームが、警報が出るようになっています。異常があって、そういった一番放出源の元で監視ができるということ。あと、建物には排気筒がありますのでその排気筒のモニターもこれが機能いたします。さらにそこから拡散して薄くなったものでも発電所の周辺にモニタリングポストがあります。こういった多重の監視体制にあると、それは一番濃い元でしっかりつかまえられるようになっていて、それがどんどん薄くなっていても、ある間隔で広い範囲がカバーできるようになっている。東京電力ですとそうですし、さらにその外側を新潟県さん、あと今回の事故の関係で規制庁さんも県内にモニタリングポストを置いていただいていますので、そういった多重の監視体制にあるというかたちを想像していただければと思います。

#### ◎内藤委員

規制庁の方に質問しますけれども、今、風で飛んでいったということを聞いたんですけども放射線のセシウムとかが。いったん飛散防止剤を撒いて抑えるみたいな話しにもなっているんですけど、放射線のそういうものを防止剤とか風で飛ばすとかいうことを簡単にできるのであれば、今の福島第一のああいうところだってみんな制御できるわけなんで、そういう風で飛ばしきれなかったり、北風が吹いていたから向こうにいくというような放射線はそういう性質じゃなくて同心円で満遍なく円形にいくんじゃないんですか。煙とかそういうのと違うのが放射線のやっかいなところでそんなに簡単に風で飛ばすとか泡でふさぐとかそんなもんじゃないんじゃないでしょうか。

#### ◎内藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

よろしいですか。今回のやつはセシウムの飛散ですので、セシウムはいろんな土とかそういったところの粘度のところに着着をします。でくっついてしまっている状況にあります。今回のところのやつについても3号機の上のところでは瓦礫を撤去を行っていた作業なんですけれども、作業を行う前に土ぼこりが舞わないように飛散防止剤とかそういうものについて撒くという作業はやっていたんですけども、現在の東京電力さんの原因の分析ですと、上に壊れたクレーンがあったんですけど

もその下のところ、そのクレーンを動かす作業をやるにあたって、事前に撒いていたんだけどその下までには飛散防止をするための薬剤が届いていなかったことによって飛散をしたんだらうと。イメージとしては家とか建物を壊す時に当然ホコリが舞いますので工事をやる時にも水を撒きながらやってホコリを抑えるというかたちでやっていますけれども、あれをイメージしていただければいいと思うんですけども、放射線が飛んでいるわけじゃなくて放射線を出す放射性物質、これセシウム137など粒子状になっている、もうすでに付着しているので粒子状になっているんですけども、粒子の小さいものが風によって飛んでいったというのが今回の事象ということになります。ただセシウム137自体はすでに3月11日から一連のところ外に出てしまっていて、まわりもかなり地表とか木とかそういうところに付着してついている状況になっておりますので、そのものが飛んだのか瓦礫撤去によって巻き上がったのが遠くまで飛んでいったのかということについて区別がつかないというのが現状です。

#### ◎竹内委員

すいません竹内です。先ほども指摘があったように今私も説明を聞いていて初めてこの新潟県さん、東電さんに対しての2番の速やかな公表と説明の徹底というのに対しては、しかるべきところに行っているんだらうという印象を持ちました。やはり、より重要なのは規制委員会さん、国に対して同じ徹底の要望をしたというところが重要なんだらうと思っている中で、東電は文科省さんのモニタリングポストもたくさんあって、ちょっとわからないんですが前から省庁ごとの連携がなかなか出来ないようなお話と今年度の初めですかね、スピーディの予算が大幅減額なんていう話がありましたけれども、こういう時にこそ今までの成果をやっぱり生かしていただくことが重要なんじゃないかろうかと素人ながらに思いまして、最終的にこの県の指摘は国のこういった放射性物質の拡散に対しての仕組みが作れていないことへの指摘であると認識しました。

あと、私の中で素朴な疑問なんですけど、8月という稲作でいうと田んぼは水を抜いていますよね。8月19日に放射性物質が発電所内からほわーんとホコリみたいなものがイメージしているんですけどもポワーンと出ていきました。南相馬まで結構距離があって、それが地面に付着したりそれこそ植物にそのまま付着したりということがあるかと思うんですけど、どちらかという放射性物質の測定というのは脱穀したあのお米に対してされるものなのかなと思っていたんですけども、そうしたら土壌についたものをまた稲が吸いあげてこの米粒に入ったものが測定されるんだとしたらもう稲刈りなどは9月のあたまで始まっていますけども、この2週間くらい間にそういったことが起きるのかどうか、私はすごく疑問なんですけども誰かお答えってしていただけるものなんでしょうか。

#### ◎新野議長

今年の収穫を待って。

#### ◎竹内委員

まあすごくその可能性が、瓦礫撤去作業で飛散した放射性物質の可能性が高いとここで指摘されているんでそうなんだらうなと思いつつ聞いていたんですけども

よく考えてみると茎を根っこから吸いあげたってその米粒に吸いあげられたものが測定される可能性のほうが高いのかなと想像できる中でね。すごく短いスパンでこういうことが反映されちゃうんだなと思って、そのへんも風評被害だとか、いろいろ心配される中で、教えていただきたいなと思いました。

◎新野議長

農水省がどこの部分をね、調べたのかも。

◎徳永委員

すみません、時間ないので。竹内さん今のはね、直接稲穂にね。

同じ米を作っている百姓としては非常に頭が痛いんですが、東京電力と規制庁の話しを聞いているとそうであればどこまでいってもこれはわからないなあと。農水省がいわきで説明したと。農水省の説明が私、個人的には気になりました。報道記事は全く見ていないのでわかりませんが、農水省がどういう関連性でそういうことをいったのか気になります。すみません、ひとつだけ。東京電力がさっき動画で説明した飛散防止の中で、確か1号機をライブカメラで撮っているというふうにはぱっと私見たんだけど、ならば2、3、4号機はライブカメラはないんでしょうか。それ1点だけ。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力佐藤です。ライブカメラにつきましては、1号機の方から1、2、3、4を映しているカメラと4号機側から4、3、2、1、と映しているカメラの2つがございます。一応2つで4プラント全部見れる状況になっています。

◎高桑委員

高桑です。私はこの問題は通報はしたと、受けた側はたいしたことないと思ったと。でも結果的にお米が汚染されてしまったと。こここのところのつながりがすごく私はこの原発に置き換えたときに非常に不安です。通報はあったと受けた側がそれをどういうふうに判断するのかと、今は現在この問題についてはモニタリングポストの結果はちょっと変化があったけれどもたいしたことないだろうというかたちで止まってしまったと、でも結果的には影響があったと。

これはもうこの問題についてはその事実が確認できたことですからそれを受けてこれからきちんと考えてほしいことは、通報があった、受けた側がどうやってそれを住民にとってどういう影響があるかということのをどのくらいきちんと想像し判断できるのかというね。そここのところを私はきちっとやっていただきたいと。なんとか住民があとからわかりましたよということではないかたちで前もって防備できる、あるいは守れるというそういうかたちになるように今回のこの問題はそういう問題のひとつの例として繰り返されないようにしてもらいたいとこれはお願いというか、意見要望です。

◎千原委員

最後に。事務局、もしくは会長に。今日のテーマについて一言、運営委員会で決められたことですがけれども、運営委員会の人だけ今みたいにいっぱいいろんなことをしゃべられるわけなんです。会長は、今高橋さんが質問した中でそれは今回のテーマの主旨と違うんだということをおっしゃいましたけども、情報について伝達



について高橋さんはそれなりに考えてきたというふうに思われます。我々自体でも情報とか伝達が委員の中でもうまくいっていないのに人を責める資格というのはないと思いますよね。まあひとことだけ。感想を述べさせていただきました。

◎新野議長

まあ、責めるように聞こえたかも知れないんですけど、私どもは防災で事前の策がどうやったら新しく築けるかというような視点で何か新しいヒントがというところで先ほど横村所長がおっしゃいましたけど、過酷事故が始めて起きてそれからいろいろ学んでこれから前向きにやるんだというような力強いお言葉をいただいたかと思うんです。この課題はそういうふうにとっていただいて、それぞれがね。最終的には住民や地域の人たちと東電さんはそういう姿勢だ、規制庁もそういう姿勢だということでこの新しい事象を前向きに捉えていって情報伝達がよりよいかたちになるといいなという課題に本来はそういうふうに関心する会話になっていけばいいなというのが、裏シナリオだったんですけど。

◎千原委員

そのシナリオが我々にはわからないんです。

◎新野議長

そのシナリオは事前に説明するシナリオじゃないので、それぞれの情報量の違いがあるので、その情報量の違いの中でどう感じるかということ発信していただいて、オブザーバーの方たちに感じていただくということなんですけど、非常に短時間なので難しい議論だったなと結果的にね。やっぱり難しい議論だったなと私も思います。これはやっぱりもう少し時間をかけなければそういう裏シナリオには到達できない難しい議論だったなというふうに思います。

◎千原委員

シナリオをわかっている人だけの発言でしかないわけです。

◎新野議長

はい、シナリオというのは、私どもがそのシナリオを作るというよりはそういう課題がありますよということが提起できればいいなというところなんですけれどなかなか難しい議論でしたね。これは冒頭申し上げたとおり、非難したりどなたかを貶めたりするということではなく、新たに過酷事故が起きたあとの平時の情報伝達ということが新たな課題にあるんだろうというような運営委員会の委員の中からの指摘で今までになかった課題なので、どういう意見が出るだろうということなんですけど、非常に難しい議論に踏み込んだんですがこれもまた引き続いて「平時に知っておくべきこと」ということがまだ先にテーマにありますので、そのへんでもう一度フィードバックして議論させていただければと思います。

情報伝達もこれで終わったわけではないので、高橋委員の情報伝達もまた次には議論できますので、また改めておっしゃっていただければと思うんですが。今日は説明がいくつが入ったために高橋さんのが該当しないと言ったつもりではないんですけども、時間の配分で少し厳しいかなと思って余計なことを申し上げて申し訳ありませんでした。

ちょうど午後9時になりますけれどこれで、閉じてもこれで議論が終わるわけで

はないので、また次に続きますので、運営委員会ではいろんな視点を新たにつくっては提供しているだけで、何かを押し付けるためにやっているわけではないので、シナリオといった言葉の使い方がもしかしたら違っているかも知れませんが、一般委員さんの中からもどんな意見が出るかなというのを期待してこの提案をしているだけで、何か結論を求めていたわけではありませんので、多くの委員さんにはご理解いただいていると思うんですが、自由意見が言える場なんですけど今日のテーマはここにご説明したとおりの事例としての、このテーマに沿って議論しましょうという提案時間だったものですから、次にまたもう少し拡大した情報伝達の議論の中で高橋委員さんのご指摘なんかはまた議論できるかと思います。よろしくお願いいたします。

#### ◎事務局

それでは、8月の事務局のほうで発表させていただいた例をお示ししますが、もう1回ご理解いただきたいと思うんですが、定例会の終了時間を午後8時45分目途とし、午後9時には終了させて施錠しますという言葉遣いをさせていただきましたので委員の皆様、それからオブザーバーの皆様もご協力をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。次回の定例会であります、10月1日（水）であります。午後6時半から広報センターで開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから運営委員会は9月17日（水）であります。午後6時半から広報センターで行いますのでよろしくお願いいたします。

その他にお願いを1点させていただきます。9月24日（水）であります、午後6時半から委員改選にかかる臨時運営委員会を広報センターで開催いたします。関係の皆様には委員様のみでありますがお集まりいただきたいと思っておりますがよろしくお願いいたします。

以上で第135回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。